

肆百濟王禪廣百戶。

〔古事記傳三十三〕義慈王の子、豐璋と禪廣と二人、皇國に參入居たりしを、豐璋をば、國に還され
て、云々せられ、禪廣は皇國に留れるを、持統天皇の御世に、百濟王と云號を賜ひてより、其子孫
これを相繼て、姓戸となりて、百濟は姓にして、王は戸なり、許爾伎志と訓べし、意富伎美と訓は
いみじき非なり、さて右の二人を、書紀に、余豐璋、余禪廣ともある、余は、彼國王の姓なり、又善光
とあるは、禪廣と同きか別なるか、詳ならず、さて禪廣が子昌成、其子良虞、南典、良虞が子敬福、此
外も、百濟王某と云る人、世々の史に多く出たるは、皆此氏人にして、何も官位を賜はりて、全ら
皇朝の諸臣の列なりき、此氏今京に至てもありて、姓氏錄右京諸蕃に載れり、河内國交野郡に
此氏の居趾とて今もありとぞ、其處に百濟寺と云もあり、西宮記に、百濟王を、交野檢校と云に
なされしことも見えたり、

〔古事記傳三十〕からぶみ北史、又杜佑通典などに、百濟王號於羅瑕、百姓呼爲鞬吉支夏言並王也
と云り、今書紀を考るにも、ニキシ、コキシと訓を附たるは、百濟王のみにして、新羅高麗など
の王には訓を附す、然れば此は百濟王に局れる稱にぞありけむ、さて朝鮮國の三國史記と云
物に、新羅の世々の王を記したるを見るに、始のほどのは皆某尼師今とあるを、東國通鑑と云
物には皆改めて某王と記せり、然れば新羅王の號は尼師今と云しなるべし、然れども此號は
書紀の私記、又釋、又今本の訓などにも見えたることなれば、今たやすく用ふべきに非ず、故
姑百濟王の號を取て訓るなり、垂仁卷に任那王、新羅王子など訓る列もなきには非ればなり、
さて又書紀釋に、王后、太子、私記曰、古爾於留、又古爾世之、並に百濟の語也と云り、此私記の文は、
世之の下に牟字脱たるなるべし、書紀今本の訓、太后に斤於流、コムヲル、コニヲル、王后にもコ
ニオル、太子にコニセシム、コムセシムなど附たり、コニともコムとも云は、王に就たる號と聞